（国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の意見書の内容の審査の方法）

第十三条　第十一条の規定は、令第二十九条第二項において準用する令第二十七条第二項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

○国土交通省令第六十四号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の九第一項の規定に基づき、道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十一日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 （削る）	**附　則** （経過措置） **第二条**　この省令による改正後の道路運送法施行規則（以下「新規則」という。）第五十一条の十七第三項第七号の規定の適用については、当分の間、同号中「から第三項まで」とあるのは「及び第二項」と、「保存し、並びにアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。）を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。 ２　新規則第五十一条の二十二第三項の規定は、当分の間、適用しない。
第二条　（略）	**第三条**　（略）

附　則

この省令は、令和五年十二月一日から施行する。